

時期	初動段階
区分	広域応援要請と配分調整
分野	広域応援要請と配分調整
検証項目	地方公共団体間の広域応援

根拠法令・事務区分	災害対策基本法、地方自治法、消防組織法、特別交付税に関する省令
執行主体	国・県・市町・指定公共機関、被災地域外の地方公共団体
財源	一般財源、特別交付税措置（経費負担は応援を受けた都道府県・市町村が負担）
概要	<p>大規模災害が発生した場合、発災直後から人命救助や消火活動、負傷者の手当、重篤者の搬送等の緊急対策活動の需要が一気に増大し、被災自治体単独では対応しきれない状況が発生することが想定される。</p> <p>阪神・淡路大震災においては、防災や福祉、水道、建築、衛生、環境、土木など様々な分野で広域応援活動が実施され、災害発生から3月末までの間だけでも、延べ約20万人の他都市の職員が派遣された。しかし、震災直後においては、被災自治体の受入体制が整っておらず、応援の申し出に即座に対応できなかったり、庁内の応援要請の調整に時間を要したりするなどの問題が発生した。また、近隣市は同じ状況であるとの判断から、他都市への応援要請を行わなかった被災市も多い。</p> <p>阪神・淡路大震災後、災害対策基本法の改正により、地方公共団体の相互応援に関する協定の締結に関する事項の実施に努めなければならないことなどが規定された。阪神・淡路大震災の広域応援の混乱を教訓とし、全国的に相互応援協定の締結が進んでいるが、合同訓練の実施等は進展していない等、相互応援を的確に実施するための方策については整備途上との調査結果も出ている。</p>

阪神・淡路大震災時における取組内容とその結果	
国	<p>阪神・淡路大震災に対してとった措置</p> <p>【自治省】</p> <p>1月18日、全国都道府県総務部長会議において、自治事務次官が各分野における職員の応援、物資の救援について、各都道府県、市町村の積極的な協力を要請した。[『平成7年版消防白書』消防庁,p15]</p> <p>また、近隣地方公共団体の連携を密にし、被災地方公共団体に対する万全の協力をを行うため、1月25日に大阪府において「兵庫県南部地震対策緊急知事市長会議」を開催、自治大臣から近隣府県の知事及び指定都市市長に対し、住宅の確保など被災者の受入の促進、職員の派遣など人的応援の拡充、緊急物資の応援、被災者の他団体への転入手続き等の迅速かつ弾力的な取扱等について協力を要請した。[『平成8年版防災白書』国土庁,p137][『阪神・淡路大震災調査報告総集編』阪神・淡路大震災報告編集委員会,p162]</p> <p>2月に入り全国知事会に対し兵庫県より要請があり、それを受け自治省が窓口となり、職員派遣に関する調整を行うこととなった。『阪神・淡路大震災 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p40]</p> <p>平成7年2月23日付で、全国の都道府県と政令指定都市の総務部長宛てに「阪神・淡路大震災復旧対策等のための職員派遣について」を通知した。また、「派遣職員の取り扱いに関する協定書」「派遣職員に関する留意事項」を作成し、これをもとに派遣先と派遣元の地方公共団体が派遣職員ごとに協定を締結した。</p> <p>3月22日付けで、特別交付税に関する省令を一部改正した。4月以降の派遣については、自治省において特別交付税で財源措置を講じた。また、3月31日までに各都道府県・市町村が職員の応援に要した経費、被災者の受け入れに要した経費について、派遣元の地方公共団体に対し、特別交付税で財政措置を講じた。[『平成7年版消防白書』消防庁,p20~p21]</p> <p>【消防庁】</p> <p>消防庁においては、1月18日、災害対策本部内に「各都道府県の協力に関する窓口」を開設し、</p>

被災地の地方公共団体と応援側都道府県との連絡調整を行った。窓口には、消防庁と全国の都道府県消防防災主管課との連絡用に消防防災無線電話機、NTT回線を増設した。[『平成7年版消防白書』消防庁,p15]

兵庫県に対しては応援の内容について打診するとともに、発災当日午後から、近隣府県に対し緊急に必要な生活関連物資で応援可能なものについて照会し、毛布、乾パン等の搬送、給水車の派遣を要請した。[『平成7年版消防白書』消防庁,p15]

阪神・淡路大震災に対してとった措置の結果
(地方公共団体からの派遣職員数 成果「県」参照)

県

阪神・淡路大震災に対してとった措置

申し出の受入

- ・1月20日に、北海道から地震災害救助の経験を有する職員の派遣を受けた他、相当数の地方公共団体から自発的な応援の申し出を受け、順次受入れを進めた。[『阪神・淡路大震災 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p38]
- ・他府県等の職員の受入は、地域防災計画、所管の定めがなく、当初は関係部局で対応していたが、的確な派遣要請と他府県からの申し出の関係部局への斡旋、派遣職員の適正な配置に向けて、人事課人員確保対策班で一括して行うとともに、地方課との連携により、県内被災市町の要請をとりまとめ、派遣に応ずる他府県等及び県内被災地域以外の市町の職員の割当てについても調整を行った。[『阪神・淡路大震災 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p38-39]

応援派遣の要請

- ・短期的派遣の要請：必要に応じて個別に派遣要請を行うとともに、1月20日以降自治省消防庁の斡旋により、全国の地方公共団体から最大1日当たり140人の派遣を受けた。2月2日に全国知事会に対して、当面する災害応急対策のための短期的派遣として、概ね3月末日を目処として、全国的な派遣斡旋の依頼を行った。[『阪神・淡路大震災 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p39]
- ・中・長期的派遣の要請：2月2日に全国知事会に対し、平成7年4月からの中・長期的な職員派遣の要請を行った。平成7年4月からの派遣については自治省を窓口調整が行われることになり、自治省に対し派遣要請を行った。[『阪神・淡路大震災 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p40]

阪神・淡路大震災に対してとった措置の結果

他府県等からの派遣職員数

- ・短期的派遣：都道府県職員が延べ73,960人、市町村職員が延べ122,456人であった。

	7.1.17～7.2.17			7.1.17～7.3.31		
	都道府県職員	市町村職員	計	都道府県職員	市町村職員	計
防災関係	593	0	593	1,450	0	1,450
生活福祉関係	3,422	8,461	11,883	10,087	23,351	33,438
医療関係	9,386	6,294	15,680	18,732	10,869	29,601
水道関係	10,295	25,640	35,935	16,321	43,935	60,256
建築関係	3,916	3,905	7,821	5,270	5,229	10,499
衛生環境関係	4,034	8,607	12,641	6,338	15,490	21,828
土木関係	2,371	3,482	5,853	5,581	5,547	11,128
その他	5,267	9,492	14,759	10,181	18,035	28,216
合計	39,284	65,881	105,165	73,960	122,456	196,416

[『阪神・淡路大震災 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p39]

- ・中・長期的派遣：兵庫県の受入れが175人、県内市町村の受入れが180人であった。

派遣期間	主な職種	派遣人数	備考
7.4.1～8.3.31	技術系職員	133人	農業土木職6人、林学職14人、土木職43人、建築職54人、電気職4人、機械職4人、食品衛生監視員1人、土木職(水道)1人、環境衛生監視員2人、公害職1人、公害職(水道)1人、文化財技師2人
7.6.1～8.3.31	埋蔵文化財技師	25人	

7.7.1~8.3.31	土木職(砂防)	7人
7.10.1~8.3.31	埋蔵文化財技師	10人
合 計		175人

[『阪神・淡路大震災 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p40]

市 町	<p>阪神・淡路大震災に対してとった措置</p> <p>【神戸市】 応援要請</p> <ul style="list-style-type: none"> ・早い段階で全国各地より相当数の申し出があったが、受入体制が十分に整っていなかったため、他都市からの申し出については、派遣期間、派遣人数、連絡先等、を記録した。[『阪神・淡路大震災神戸市の記録1995』神戸市,p590] ・他都市の応援は、その派遣期間、派遣人数等を所管課と協議の上、具体的な応援内容を決定した。震災当初は、要請を必要とする業務内容の把握が困難であったため、特にその調整に時間を要した。[『阪神・淡路大震災神戸市の記録1995』神戸市,p590] ・派遣団体への要請にあたっては、業務内容、派遣期間、派遣人数、派遣場所、責任者、宿泊場所、現地までの交通経路、その他注意事項、等の内容で依頼した。[『阪神・淡路大震災神戸市の記録1995』神戸市,p590] ・派遣団体からの承諾を受け、現地到着予定時刻等の細部の最終的な確認を行った。[『阪神・淡路大震災神戸市の記録1995』神戸市,p590] ・水道に関しては、「12大都市水道局災害相互援助に関する覚書」に基づき応援を要請するとともに、日本水道協会、日本工業用水道協会に応援を要請した。[『阪神・淡路大震災調査報告ライフライン施設の被害と復旧』阪神・淡路大震災調査報告編集委員会),p71] <p>派遣職員の受入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自主的な応援の他、神戸市からの直接要請に係る応援、兵庫県を通じての要請にかかる応援、自治省、消防庁、厚生省、建設省を通じての要請にかかる応援を受入れた。[『阪神・淡路大震災 - 神戸市の記録1995年 - 』神戸市,p593] ・発災当初は十分な宿泊場所が確保できず、区庁舎、学校等の施設、派遣団体の移動専用バス内での宿泊を強いることもあったが、順次、比較的被害の少なかった西北神地域にある外郭団体の施設等を中心に確保した。[『阪神・淡路大震災 - 神戸市の記録1995年 - 』神戸市,p590] <p>【西宮市】 応援の受入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体の応援については、震災直後から遠方の自治体を含め全国的規模で、人員、車両、物資等の多大な応援を受けた。応援の手配調整を受けたルートは、建設省の手配調整によるもの、厚生省の手配調整によるもの、兵庫県地方課(現、市町振興課)の手配調整によるもの、各自治体から自主的に応援の申し入れがあったもの、であった。[『阪神・淡路大震災 西宮の記録1995.1.17』西宮市,p349] <p>【芦屋市】 応援要請</p> <ul style="list-style-type: none"> ・応援要請は、市自ら発信したものではない。[『地域防災データ総覧 応援協定編』(財)消防科学総合センター,p13] ・当日午前7時30分頃、阪神地区消防長会に所属の「氷上郡広域行政事務組合消防本部」職員から本市の被害状況等についての電話問い合わせがあり、その会話の中で氷上地域の震災被害もなく、応援派遣可能との情報を得たことから、応援協力方を申し出るとともに、その意向を同消防本部を經由して阪神地区消防長会の事務局である尼崎市消防局へ、消火、救助、救急隊各3隊程度の部隊派遣調整方の電話依頼を行い、尼崎市消防局から当消防本部への「応援要否確認電話」により最終調整し、派遣決定され、併せて阪神地区消防団長会からの消防団部隊の派遣も決定した。[『地域防災データ総覧 応援協定編』(財)消防科学総合センター,p14] ・なお、芦屋市は、震災前には、ガス漏れ事故、消防救急、災害応急活動全般等7件の応援協定を締結していたが、阪神・淡路大震災時に協定に基づく組織的、継続的な応援を受けたのは、「災
-----	---

害応急対策活動の相互応援に関する協定」「同消防相互応援協定に関する覚書」「兵庫県広域消防応援協定」である。[『地域防災データ総覧 応援協定編』(財)消防科学総合センター,p13]

【宝塚市】

応援要請

- ・近隣の尼崎市、伊丹市、西宮市、芦屋市、川西市、三田市、猪名川町の7市1町との間で災害時の相互応援協定を結んでいたが、今回震災では、互いが被災している状況にあり、この協定が働く余地はなかった。宝塚市は、どこも同様の被害と判断し、応援要請はしていない。[『地域防災データ総覧 応援協定編』(財)消防科学総合センター,p19]
- ・他の自治体から、17日に飲料水・食料が届けられ、衣類や生活必需品は翌日以降であった。[『阪神・淡路大震災調査報告書 - 平成7年兵庫県南部地震東京都調査団 - 』東京都総務局災害対策部防災計画課,p189]

【尼崎市】

応援要請

- ・近接の市町間の災害応急対策活動の相互応援に関する協定はあるが、どこも同様の被害と判断し、応援要請はしていない。消防応援については、18日から神戸市、芦屋市、西宮市に出動した。[『地域防災データ総覧 応援協定編』(財)消防科学総合センター,p19]

【伊丹市】

応援要請

- ・近接の市町間の災害応急対策活動の相互応援に関する協定はあるが、どこも同様の被害と判断し、応援要請はしていない。三田市、川西市、猪名川町等から応援可能との連絡があった。[『地域防災データ総覧 応援協定編』(財)消防科学総合センター,p19]

阪神・淡路大震災に対してとった措置の結果

【神戸市】

自治省を通じての応援

- ・4月1日から5月31日までの間、全国の都道府県下の市町村から約200人/日の応援を受け、6区の災害対策本部に配置し、避難所の管理運営の応援を受けた。概ね4月1日から1年間、11の政令指定都市の建築職員40人/日の応援を受け、倒壊家屋調査、再開発事業、住環境整備事業、建築確認審査等の応援を受けた。6月1日から11日までの間、選挙事務の応援として、近隣の政令指定都市(京都、大阪)から応援を受けた。[『阪神・淡路大震災神戸市の記録1995』神戸市,p593]

消防庁を通じての応援

- ・3月16日から31日までの間、1府23県から消防職員を中心に、約230人/日を6区の災害対策本部に配置、避難所の管理運営の応援を受けた。また、消防局において、全国の消防本部の約半数である456本部からの応援を受けた。[『阪神・淡路大震災神戸市の記録1995』神戸市,p593]

厚生省を通じての応援

- ・発災当初から6月末までの間、各種給付事務(義援金の交付、災害援護資金の貸付等)、ケースワーカーの派遣による生活保護・老人福祉・障害福祉等の相談業務、保健医療対策(救護所の設置、保健婦による巡回健康相談等)において応援を受けた。[『阪神・淡路大震災神戸市の記録1995』神戸市,p593]

建設省を通じての応援

- ・主に新交通システム・道路・河川等の災害復旧事業及び査定の業務を中心に応援を受けた。[『阪神・淡路大震災神戸市の記録1995』神戸市,p593]

給水及び水道の復旧に関する応援

- ・水道局に対する他都市等からの応援については、応急給水の応援として、給水車の派遣が211団体、延べ人数30,627人、延べ給水車台数14,100台、給水船の派遣が延べ423隻、水道施設の復旧

工事への応援として、団体数198団体、延べ人数41,486人、工業用水道の復旧工事への応援として、団体数4団体、延べ人数296人の支援を受けた。[『阪神・淡路大震災神戸市の記録1995』神戸市,p594]

その他

- ・1月下旬から3月末までに全国の自治体労働団体から応援を受けた。[『阪神・淡路大震災神戸市の記録1995』神戸市,p595]

表 他都市等からの応援活動状況(平成7年1月17日~11月1日)

局名	延べ人数	局名	延べ人数	局名	延べ人数
企画調整局	558	土木局	5,985	交通局	61
理財局	1,957	下水道局	4,416	計	134,648
民生局	7,944	都市計画局	988	消防局	27,449
衛生局	51,568	住宅局	5,150	水道局	48,065
環境局	10,868	港湾局	338	総計	210,162
農政局	1,692	区役所	43,123		

単位：人 注：延べ人数は11月1日時点

[『阪神・淡路大震災 神戸市の記録1995年』神戸市,p592]

【西宮市】

他都市からの応援職員の受入状況

- ・他都市からの応援は、202団体延べ12,659人にのぼった。この他消防局、水道局には個別の応援協定に基づいて多くの協力があった。

ごみ及びし尿収集業務 57自治体 延べ3,451人(自治体以外の団体を一部含む)
 道路被災調査 11自治体 延べ1,346人
 下水道復旧業務 57自治体 延べ3,422人
 家屋危険度判定業務 3自治体 延べ80人
 設計業務関係 2自治体 延べ119人
 福祉関連業務 56自治体 延べ3,254人
 救援物資搬送業務 9自治体 延べ706人
 避難所での業務 5自治体 延べ209人
 住宅関係業務 2自治体 延べ72人

[『阪神・淡路大震災 西宮の記録1995.1.17』西宮市,p82-84]

【宝塚市】

他都市からの応援職員受入状況

- ・他都市からの応援職員は、震災当日から北は北海道、南は鹿児島県に至るまで全国の都道府県及び市町から延べ3,449人(平成7年1月17日~3月31日)に及んだ。[『阪神・淡路大震災 - 宝塚市の記録1995 -』宝塚市,p81]

- ・主な業務として、倒壊家屋廃材搬送や被災証明発行業務等であった。[『阪神・淡路大震災 - 宝塚市の記録1995 -』宝塚市,p81]

その他

阪神・淡路大震災に対してとった措置
 阪神・淡路大震災に対してとった措置の結果

阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組内容とその結果

国

阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組
 法令の整備等
 防災問題懇談会の設置

- ・平成7年3月28日に、内閣総理大臣の私的諮問機関として防災問題懇談会が設置され、9月11日に「防災問題懇談会提言」をとりまとめた。この中で、大規模な災害が発生し、一つの地方公共団体の対応能力を超える場合に備え、地方公共団体においては、支援部隊や物資等の応援を受け

る体制をあらかじめ用意しておく必要がある。このため、相互応援協定を法律に位置付け、締結の促進に資すべきである、と提言された。[『防災問題懇談会提言』防災問題懇談会]

災害対策基本法の改正

- ・阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、平成7年に災害対策基本法を二度にわたって改正した。平成7年12月改正において、地方公共団体の相互応援に関する協定の締結に関する事項の実施に努めなければならないことなど、地方公共団体相互の協力に関する事項が追加された。(災害対策基本法及び大規模地震対策特別措置法の一部を改正する法律(平成7年12月8日法律132号))

中央防災会議「今後の地震対策のあり方に関する専門調査会」の設置

- ・平成13年6月28日の中央防災会議において、「今後の地震対策のあり方に関する専門調査会」の設置が決定された。平成13年9月17日に第1回目の専門調査会を開催、審議を重ね、平成14年7月に「今後の地震対策のあり方について報告」をとりまとめた。この中で、重点的に取り組むべき施策として、広域的な地震災害が発生した場合の行動手順等を明らかにした広域防災活動に関する計画を作成し、都道府県相互間の地域防災計画等の策定を推進すること、防災体制に係る諸般の基準や資機材の整備・仕様の標準化を促進するためのプログラムを作成するとともに、これらの活動能力向上に必要な資機材の整備や体制の充実を図ること、などにより広域防災体制の確立を図るべきとの提言がなされた。[『今後の地震対策のあり方について報告』中央防災会議今後の地震対策のあり方に関する専門調査会]

中央防災会議「防災基本計画専門調査会」の設置

- ・中央防災会議の議決に基づき、平成13年10月11日に中央防災会議防災基本計画専門調査会が設置され、防災に関する基本的な検討課題及び防災基本計画の必要な見直しを審議し、平成14年7月には「防災体制の強化に関する提言」をとりまとめた。提言の1つである「迅速な災害応急体制の確保」において、複数の都道府県にまたがる大規模かつ広域的な災害が発生した際に、迅速かつ適切な応急対策を講じるため、国、都道府県等が連携してあらかじめ広域防災活動に関する計画や協定を定めるなど、関係機関が連携しつつ、広域防災体制の確立のため十分な措置を講じておくべきである、との提言がなされた。また、「地方公共団体の防災・危機管理対応力の強化」において、必要に応じ、災害対策基本法に基づく都道府県相互間地域防災計画等の策定を積極的に行うべきである、との提言がなされた。[『防災体制の強化に関する提言』中央防災会議防災基本計画専門調査会]

取組内容

【消防庁】

広域防災応援体制の強化

- ・消防庁は、地方公共団体に対し、広域防災応援協定の締結を指導している。また、応援に提供(派遣)可能な職員、備蓄物資、資機材等に関する情報、消防・防災ヘリコプターの運航管理状況に関する情報等広域応援に資する情報をデータベース化し、全国の地方公共団体との間で情報を共有化する防災情報システムの構築を進めている。[『平成8年版消防白書』消防庁,p260]

消防防災情報通信体制の整備

通信衛星(スーパーバード)を介して、音声、データ、映像等の送受信が可能となる地域衛星通信ネットワークを整備した。

東海地震に係る広域的な地震防災体制のあり方研究会の開催

- ・消防庁は、東海地震に係る地震防災対策強化地域における関係都県の広域応援の受入体制の充実と、都道府県をまたがる広域的な地震防災体制の充実を目的として、平成14年度に「東海地震に係る広域的な地震防災体制のあり方研究会」を開催し、その検討結果として、平成15年3月に「東海地震に係る広域的な地震防災体制のあり方に関する調査検討報告書」としてとりまとめた。報告書では、発災前から想定される被害に応じた、応援項目、応援の発生時期等をとりまとめた広域応援(受援)プランの策定の考え方と、体制整備の基本となる都道府県相互間地域防災計画の意義に言及している。[『東海地震に係る広域的な地震防災体制のあり方に関する調査検討報告書』東海地震に係る広域的な地震防災体制のあり方研究会]

【厚生労働省】

大規模災害救助研究会の設置

- 平成12年6月に社会・援護局長の私的懇談会として大規模災害救助研究会を設置した。大規模災害救助研究会では、平成13年4月に「大規模災害救助研究会報告書」をとりまとめた。この中で広域的な応援体制等について、「災害時における要援護高齢者の施設受入れなど福祉の分野における協力事項についても盛り込まれることが望ましい。」、「都道府県や近隣市町村等から、情報収集や物資の配分、避難所運営等の災害救助業務に従事する応援要員を迅速に派遣する体制を整備しておく必要がある。この場合において災害業務には当該団体の職員をあて、他の応援職員はむしろ後方支援として通常業務等の応援を行うなど、事情に応じた機動的な役割分担を工夫することが重要である。」などの提言がなされた。[『大規模災害救助研究会報告書』大規模災害救助研究会]

阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果

都道府県の広域防災応援協定の締結状況

- 阪神・淡路大震災以降、都道府県間の協定締結が進み、既存協定の見直しも含め、全国で合計22の協定が締結されている。この結果、阪神・淡路大震災以後、全国すべてのブロックで広域防災応援協定の締結又は既存協定の見直しがされたことになり、また、その補完として他のブロックとの境界にある県間の協定も締結されている。[『平成15年版消防白書』消防庁,p198]
- 平成8年7月には、全国知事会で、全都道府県による応援協定が締結され、地震等による大規模災害が発生した場合において、各ブロック知事会で締結している相互応援協定又は都道府県間で個別に締結している災害時の相互応援協定では被災者の救援等の対策が十分に実施できない場合に、被災県の要請に基づき、全国知事会の調整のもと広域応援を遂行することとされた。[『平成15年版消防白書』消防庁,p198]
- この他、消防防災ヘリコプターの相互応援協定等の7つの隣接県協定が締結されている。
- また、原子力災害時の相互応援に関する協定が、14道府県（北海道、青森、宮城、福島、茨城、新潟、石川、福井、静岡、京都、島根、佐賀、鹿児島）で締結されている。

市町村の相互応援協定の締結状況

- 平成15年4月1日現在、広域防災応援協定を有する市町村数は、2,360団体となっている。[『平成15年版消防白書』消防庁,p198]

応急・復旧活動に関する相互応援協定の締結等連携体制の整備状況

- 地震防災体制の現状に関する全国調査最終報告（平成15年5月、内閣府）によると、相互応援協定の締結は進んでいるものの、広域防災訓練の実施や広域的避難施設の相互利用方策の整備など、相互応援を実施するための方策については合同訓練の実施等は進展していない等、相互応援を的確に実施するための方策については整備途上の段階にあることがわかる。

項目	整備の率
応急・復旧活動に関する相互応援協定の締結等連携体制の整備	61%
所管施設等の相互利用等に関する応援体制の整備	30%
救援活動拠点等広域的な応援拠点の整備	57%
日赤、社協等、他の機関との連携体制の整備	31%
ボランティア活動の調整体制の整備	17%
地方公共団体間の広域防災訓練の実施	25%

注：整備の率：調査に対し「制度・計画がある」「関連制度がある」と回答した割合の合計

資料：地震防災体制の現状に関する全国調査最終報告概要（平成15年5月、内閣府）

【消防庁】

広域防災応援体制の強化

平成16年7月現在、93.6%の都道府県、74.5%の消防本部が消防庁防災情報システムへの接続を完了している。

消防防災情報通信体制の整備

平成16年3月現在で、4,655局の地域衛星通信ネットワーク地球局が整備されている。

県

阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組

	<p>地方公共団体等との相互応援協定の締結</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近畿2府7県（大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県、福井県、三重県、徳島県、滋賀県）による「近畿2府7県震災時等の相互応援に関する協定」を締結。（平成8年2月）[『兵庫県地域防災計画』兵庫県] ・岡山県、鳥取県との3県による相互応援協定を締結。（平成8年5月）[『兵庫県地域防災計画』兵庫県] ・全国の都道府県による「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」を締結。（平成8年7月）[『兵庫県地域防災計画』兵庫県] ・国土交通省、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、三重県、徳島県、大阪市、京都市、神戸市、福井市、大津市、福知山市、堺市、姫路市、奈良市、和歌山市、津市、徳島市、日本下水道事業団、(社)日本下水道協会、(社)全国上下水道コンサルタント協会、(社)日本下水道施設業協会、(社)日本下水道管路維持管理業協会、(社)日本下水道処理施設管理業協会、全国管工事業協同組合連合会は「下水道事業災害時近畿ブロック応援に関する申し合わせ」を定め確認。（平成9年3月）[『神戸市地域防災計画 防災データベース』神戸市] ・近畿2府4県（大阪府、京都府、兵庫県、福井県、滋賀県、和歌山県）の工業用水事業者20団体による災害時の相互応援による覚書を締結。（平成10年11月）[『阪神・淡路大震災復興誌第4巻』（財）阪神・淡路大震災記念協会,p576] ・兵庫県企業庁と県内91市町、水道関連団体による「兵庫県水道災害相互応援協定」を締結。（平成10年3月）[『阪神・淡路大震災復興誌第3巻』（財）阪神・淡路大震災記念協会,p617] 参考までに、民間等との相互応援協定の締結としては、例えば次のようなものがある。 ・日本レスキュー協会（本部：大阪府）と「災害時における災害救助犬の出動に関する協定」を締結。（平成11年11月）[『阪神・淡路大震災復興誌第5巻』（財）阪神・淡路大震災記念協会,p580] ・兵庫県社会福祉協議会と神戸市社会福祉協議会、コープこうべの3団体は、「市民福祉社会への協働憲章」を調印。（平成11年1月）[『阪神・淡路大震災復興誌第4巻』（財）阪神・淡路大震災記念協会,p576] <p>地方公共団体との広域連携の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東南海・南海地震に関する府県連絡会が平成13年11月に発足、兵庫県を含む30府県が情報収集、情報交換を行い、関係府県の地震対策の現状や課題について協議するとしている。 <p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果</p>
市 町	<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組</p> <p>地方公共団体等との相互応援協定の締結</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名古屋市、京都市、大阪市及び神戸市は「四都市消防相互応援協定」を締結。（平成8年4月） ・神戸市、芦屋市、西宮市、宝塚市、三田市、吉川町、三木市、稲美町、明石市の7市2町は「災害時における相互応援協定」を締結。（平成8年6月） ・神戸市、大阪市、堺市、高石市消防組合は「大阪湾消防艇相互応援協定」を締結。（平成8年7月） ・神戸市と東京消防庁は「東京消防庁 神戸市 航空機消防相互応援協定」を締結。（平成9年2月） ・国土交通省、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、三重県、徳島県、大阪市、京都市、神戸市、福井市、大津市、福知山市、堺市、姫路市、奈良市、和歌山市、津市、徳島市、日本下水道事業団、(社)日本下水道協会、(社)全国上下水道コンサルタント協会、(社)日本下水道施設業協会、(社)日本下水道管路維持管理業協会、(社)日本下水道処理施設管理業協会、全国管工事業協同組合連合会は「下水道事業災害時近畿ブロック応援に関する申し合わせ」を定め確認。（平成9年3月） ・神戸市、京都市、大阪市、札幌市、仙台市、千葉市、東京都、川崎市、横浜市、名古屋市、広島市、北九州市、福岡市による「13大都市災害時相互応援に関する協定」を締結。（平成9年3月） ・芦屋市を含む全国12の観光・文化都市でつくる国際特別都市建設連盟（芦屋市、京都市、奈良市、別府市、熱海市、長崎市、松江市、松山市、静岡県伊東市、栃木県日光市、三重県鳥羽市、長野県軽井沢町）は、地震など災害時に相互応援する協定に調印。（平成9年8月）

	<ul style="list-style-type: none"> ・神戸市と静岡市は「神戸市及び静岡市災害時相互応援に関する協定書」を締結。(平成9年3月) ・神戸市と岐阜市は「神戸市及び岐阜市災害時相互応援に関する協定」を締結。(平成8年9月) ・神戸市、洲本市、徳島市は「神戸市、洲本市及び徳島市の災害時相互応援に関する協定書」を締結。(平成9年8月) ・尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町の7市1町は「災害応急対策活動の相互応援に関する協定」を締結。(平成9年11月) ・神戸市と岡山市は「神戸市岡山市航空機消防相互応援協定」を締結。(平成10年3月) ・淡路島内の1市10町は、「淡路地域災害時等相互応援に関する協定」を締結。(平成10年8月) ・県下の市町、消防の一部組合及び消防を含む一部事務組合は「兵庫県広域消防相互応援協定」を改正(締結は昭和63年8月)。(平成11年8月) ・神戸市と明石市は「神戸市・明石市消防相互応援協定書」を締結。(平成15年2月) <p>[『神戸市地域防災計画 防災データベース』神戸市]</p> <p>参考までに、民間等との相互応援協定の締結としては、例えば次のようなものがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・神戸市と株式会社民間救急サービスは「大規模災害等発生時における傷病者の搬送業務に関する協定書」を締結。(平成8年3月) ・神戸市消防局と日本レスキュー協会は「災害救助犬の出勤に関する協定書」を締結。(平成8年7月) ・神戸市消防局と近畿自動車無線協会は「災害時における情報の提供に関する覚書」を締結。(平成9年3月) ・神戸市と社団法人兵庫県柔道接骨師会は「災害時における応急救護活動についての協定書」を締結。(平成9年11月) ・神戸市と兵庫県医薬品卸協同組合は「大規模災害時における救急医薬品及び救護所等での医療で必要となる医薬品の調達に関する協定書」を締結。(平成10年1月) ・神戸市と市商店街連合会、市小売市場連合会、市北農協、市西農協、そごう神戸店、西神そごう、大丸神戸店、ダイマル須磨店、神戸阪急、三越神戸店は防災協定を締結。(平成10年9月) ・西宮市と市職員OBでつくる「西宮市友会」は「被害情報の通報に関する協定」を締結。(平成10年10月) ・神戸市と日本通運神戸支店、赤帽兵庫県軽自動車運送協同組合は「災害時における輸送業務に関する協定」を締結。(平成11年7月) ・神戸市と市内を管轄する全郵便局186局は「災害時相互協力に関する覚書」を締結。(平成12年2月) <p>[『神戸市地域防災計画 防災データベース』神戸市] [『阪神・淡路大震災復興誌第5巻』(財)阪神・淡路大震災記念協会,p579]</p> <p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果</p>
その他	<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組</p> <p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果</p>
これまでの各方面からの指摘事項	
<p>東京都は、地震発生当日10時には「13大都市災害時相互応援に関する協定」に基づき、神戸市に対する災害救助物資の輸送を決定していた。現在備蓄している物資の一覧表を送り、再三の判断を求める電話などを行い、神戸市からの応援要請を待ち続けた。電話回線の不調はあったにせよ、神戸市から都への要請は、半日程経過してからであった。結果的には、輸送部隊が出発したのは23時であった。また、被害が広がり深刻化する中で第2陣の救援物資の輸送についての要請を神戸市に求めたが、結果として3日目に追加要請があったに止まり、備蓄品を大量に準備していた都としては残念な思いであった。(『阪神・淡路大震災調査報告書 - 平成7年兵庫県南部地震東京都調査団 - 』東京都総務局)</p> <p>(関西周辺地域自治体・被災地支援活動等担当者ヒアリング結果)11時30分頃に、神戸市から不足している食料に関して取り敢えず応援して欲しいという電話要請が入った。神戸市で大きな災害が発生しているという情報が入り、本市が備蓄している乾パン5000食と、弁当を給食業者から3000食を調達して、消防のヘリコプターで搬送することとした。しかし、「何を」「どれくらいの量で」「どこに」という情報が入ってこなか</p>	

ったため、判断に苦慮した。(『平成10年度防災関係情報収集・活用調査(阪神・淡路地域)報告書』国土庁防災局・(財)阪神・淡路大震災記念協会)

被災自治体消防担当職員へのヒアリング結果によると、応援部隊の受入れにあたって、「当初は、いつ、どこから、どれだけのお援がくるのかわからず」計画的配置は困難だったとされる。事前に予定が把握され各隊への連絡がとれるようになったのは、震災後1週間程度経過した後だったとされている。(『平成9年度防災関係情報収集・活用調査(阪神・淡路地域)調査票』(財)阪神・淡路大震災記念協会)

「東海地震に係る広域的な地震防災体制のあり方に関する調査検討報告書」(平成15年3月、東海地震に係る広域的な地震防災体制のあり方研究会)では、東海地震に係る広域応援体制の課題として次のような点を指摘している。(以下抜粋)

- ・相互応援協定の締結都県のほとんどが強化地域及びその周辺にあり、地震発生時の迅速・円滑な応援は期待できない。
- ・東海地震による広域応援が特に被害甚大な県に集中し、他の被害を受けた都県が応援を受けることができるか不安である。
- ・多種の広域応援協定が実際に機能可能か訓練等を通じて検証する必要がある。
- ・応援部隊の活動拠点、休憩場所、食糧補給等の確保について検討する必要がある。
- ・孤立地域に対する応援ルート、輸送手段等の確保が必要である。
- ・緊急輸送路の確保、交通規制等の円滑な実施について検討する必要がある。
- ・複数都県にまたがる国道、高速道路等の交通規制の円滑な実施による緊急輸送の確保が必要である。等

(『東海地震に係る広域的な地震防災体制のあり方に関する調査検討報告書』平成15年3月、東海地震に係る広域的な地震防災体制のあり方研究会)

日常的に救急患者を高次救急医療機関へ転送することに慣れている救急医療機関は、早期から重症患者を被災地外へ搬送した。多くの場合の患者の転送先の選択は、医療者の個人的な人脈に頼ることが多かった。被災地内外の連携は、医療者の個人的努力に依存した。被災地内外の医療機関の連携を円滑に行うためには、当該行政と他の自治体等の間で締結する災害医療に関する応援協定と、接点となる機構と組織が必要である。(前川和彦「災害時の保健医療体制の課題とあり方」『阪神・淡路大震災 震災対策国際総合検証事業 検証報告 第2巻《保健医療》』兵庫県・震災対策国際総合検証会議)

阪神大震災後、ブロック単位など近隣の都道府県同士の災害応援協定が結ばれた。その数は28にのぼる。しかし、消防庁の研究会が昨年まとめた報告書は、こう指摘する。「隣接県との協定による応援は、極力要請しない」応援協定が逆に混乱を招きかねないという指摘だ。自治体同士の相互協力という大原則が、巨大地震を前に崩れ始めている。小学校の空き教室に、ビスケットや米、毛布、非常トイレなどがずらりと並ぶ。人口43万人の神奈川県横須賀市には、こんな「防災倉庫」が23カ所ある。食糧は39万食分に相当する。避難地になる学校や公園には、100トンの非常用貯水槽も45基など、住民1人1日20リットルを3ヵ月間給水できる量を蓄える。「応援がすぐには来ないことを念頭に置いている」と、市消防局の蛭田茂防災課長は説明する。中央防災会議の「東南海、南海地震等に関する専門調査会」で座長を務める土岐憲三・立命館大教授は言う。「自分のまちは自分で守る。そういった自立した地域防災力が、行政にも住民にも求められている」(「応援協定 広域被災協力に限界」平成16年1月14日、朝日新聞)

課題の整理

平常時からの連携強化(人材育成、防災訓練、情報共有化等)
相互応援協定の実効性の確保(複数都道府県の同時被災の想定、経費負担及び業務内容等の具体化等)
受援体制の整備
医療、福祉分野における相互応援

今後の考え方など

近畿府県との合同防災訓練の実施等を通じて、広域連携体制を充実させていく。(兵庫県)
○震災体験の風化を防ぐための神戸市職員震災バンクを活用し、震災経験やノウハウを次世代に引き継ぐことで、震災で得た教訓を今後の防災対策の充実に役立てていく。(神戸市)
広域連携体制の重要性を認識しつつ、災害発生直後の混乱を自力で持ちこたえなければならない方法にも取り組む体制づくりを検討していく。(尼崎市)